

平成 30 年度発達障害の可能性のある児童生徒に対する連携支援事業  
(放課後等福祉連携支援事業)  
成果報告書

実施機関名 (霧島市教育委員会)

1. 問題意識・提案背景

霧島市には、平成 30 年 5 月 1 日現在、小学校 35 校、中学校 13 校あり、特別支援学級が 97 学級設置されている。特別支援学級は、年々増加傾向にあり、この 3 年で小・中学校合わせて 33 学級増となっている。また、特別な支援を必要とする児童・生徒も年々増加傾向である。平成 28 年 4 月 1 日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、学校は、一人一人に必要な「合理的配慮」を提供することが義務づけられ、保護者の学校への要望も大きくなってきている。

このように変化し続ける社会の中で、学校は、特別支援学校の巡回相談等を活用し、特別な支援を要する児童・生徒への具体的な支援方法などの助言をもらい一人一人に応じた支援を行ってきたが、巡回相談等だけでは、対応できない事案も多く出てきている。また、特別支援学級数が急増する中で、特別支援学級の指導経験のない者が担任をせざるを得ない場合も多く、専門的な知識が十分でないことから、支援方針に対して保護者の理解を得にくいこともある。そのような場合には、福祉機関と学校が緊密に連携し、専門的な立場からのアセスメントに基づいた支援の工夫を「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に取り入れることで、「支援の柱」が明確になり、効果的な指導につながる。さらに、学校外での生活の支援も整ってくると考える。

このような取組を福祉機関と協働で行うことで、保護者の理解が得られ、「支援の柱」という共通の目標に向かって連携がとりやすくなる。あわせて、学校の教員の特別支援教育力・組織力の向上にもつながっていくと考えた。

2. 目的・目標

「福祉連携モデル校に国分西小学校と国分南中学校を指定し、発達障害等のある子供を学校と福祉機関（放課後等福祉連携調整員）が、年間を通して協働で支援する体制を構築すれば、教員の特別支援教育力及び学校の特別支援教育に対しての組織力が向上するのではないか。」という研究の仮説を立て、研究実践を行う。

教育委員会が主体となって行う取組として、(1)教育福祉連携地域運営協議会の設置(2)放課後等福祉連携調整員の指名(3)教育・福祉合同発達障害等理解事例職員研修(4)講演会・実践報告会(5)学校・放課後等デイサービス事業所・相談支援事業所との連携(6)霧島市障害者自立支援協議会(子ども専門部会)(7)先進地視察研修を行う。

また、福祉連携校（国分西小・国分南中）が主体となって行う取組として、(1)放課後等福祉連携調整員による学校訪問・情報共有会(2)学校と放課後等デイサービス事業所等との連携会議(3)特別支援学級専任支援員の活用(4)福祉サービス利用状況の把握と情報共有のための同意の流れの確立を行う。

### 3. 主な成果

#### (1) 教育福祉連携地域運営協議会の設置

県や市の福祉部局と共同で「教育を支える」ネットワークや行動連携のあり方を考え、課題を明らかにし、霧島市障害者自立支援協議会(子ども専門部会)へ提言していく目的で、教育福祉連携地域運営協議会を設置し、幼稚園から中学校までの福祉関係機関との連携のあり方について幅広く意見をいただくことができた。

#### (2) 放課後等福祉連携調整員の指名

発達障害に関する専門的な知識と経験のある放課後等福祉連携調整員(村岡氏)を福祉連携校に継続的に派遣し、学校の先生方と協働で効果的な支援のあり方について検討することで、日々の指導のあり方や個別の指導計画作成力など教員及び学校の特別支援教育力が向上した。

#### (3) 教育・福祉合同発達障害等理解事例職員研修

これまで、学校の先生方は福祉の専門家から学ぶ機会というのがあまりなかった。教育と福祉機関が協働で支援できる体制づくりを築くための研修の在り方として、教育関係者と福祉関係者が合同で学ぶことができる場を設けることが必要と考えた。「情報共有する日程の調整が難しい」という課題に対して、意図的に情報共有会の場も併せて設定することで、時間を有効に活用でき、情報共有と支援の方向性の確認ができた。

#### (4) 講演会・実践報告会

地域の特別支援教育力の向上を目的とした「講演会・実践報告会」～教育・福祉合同学習会～を7月30日(月)霧島市シビックセンターで開催し、教育関係者(教職員等126人)、福祉関係者(放デイ事業所等40人)合計166人が参加した。

講演は、鹿児島県こども総合療育センターの所長である外岡資朗氏に「発達障害と医療の役割そして教育に求めたいこと」という演題で医師の立場から話をしていただいた。参加者からは、「医師の話を直接聞くことができ、脳機能の面から発達障害の特性を理解することができた。」「教育における、環境調整の大切さを再認識できた。」という感想が多くあった。

講演の後、福祉連携校である国分西小学校の特別支援教育コーディネーターが、「学校だけではなく、福祉関係機関と連携することで、『職員の特別支援教育力、組織力の向上』につながっている。」と報告した。連携のメリットを市内の先生方及び福祉関係機関に報告することができた。

#### (5) 学校・放課後等デイサービス事業所・相談支援事業所等との情報交換会

7月30日(月)に教育・福祉合同講演会を開催した。市内のほぼ全ての小・中学校の教員と放課後等デイサービス事業所の職員が本講演会に参加しているこの機会を活用し、講演会終了後に「学校・放課後等デイサービス事業所・相談支援事業所等との情報交換会」を設定し、希望する学校・放デイ事業所を対象に行った。当日は、4小・中学校、3相談支援事業所、5放課後等デイサービス事業所が参加し、相談支援事業所の進行のもと有意義な情報交換会を行うことができた。

#### (6) 霧島市障害者自立支援協議会(子ども専門部会)

本市の障害者自立支援協議会の専門部会の一つである「子ども専門部会」において、本事業の趣旨説明を行い、事業経過を随時報告した。11月14日(水)には、本事業における成果と課題について報告し、今後の学校と放課後等デイサービス事業所との連携のあり方について協議を行った。

#### (7) 先進地視察研修

本事業を推進するにあたり、福祉との連携をより充実させていくために、先進地視察の計画を立てた。平成 30 年度は、平成 29 年度に本事業を実施した徳島県教育委員会と教育と福祉の連携のシステムが整っている東京都日野市等の視察を実施した。特に、教育委員会と福祉部局と一緒に他市の取組について直接担当者と膝を交えて話げできたことは、課題を共有でき、今後のあり方を考えていく上で大変有効であった。

#### 4. 指定校における取組概要

〔福祉連携校と放課後等福祉機関との情報交換や連絡調整体制の構築〕

##### (1) 放課後等福祉連携調整員による学校訪問・情報共有会

放課後等福祉連携調整員の村岡氏が、福祉連携校（国分西小・国分南中）に月 1～2 回学校訪問し、アセスメントの取り方、特性の理解、支援方法などについて学校の先生と協働で検討した。今年度の支援対象児童生徒については、小学生 6 名、中学生 1 名とした。なお、対象児童生徒への具体的な支援については、別冊「指導事例集」にまとめ福祉と教育の共通のツールとして活用を図っていくこととした。

〔保護者の同意を得つつ、関係機関の連携内容を発展させるための手法の研究〕

##### (2) 学校と放課後等デイサービス事業所等との連携会議

今年度は、福祉連携校である国分西小学校において、夏季休業中の 8 月 2 日に、連携会議を学校で実施した。10 事業所（参加者 16 名）と支援学級担任 7 名が参加し、19 名の児童について連携を図った。複数の事業所を利用している児童については、同じ時間帯に話し合うことができるようにタイムスケジュールを作成した。話し合いを進めるに当たっては、各機関の支援計画を持ち寄り、共有することで支援の方向性や各機関の役割分担を明らかにした。

また、本市の児童発達支援センターであり、放課後等デイサービス事業所（きりしま子ども発達支援センター「実樹」「つぼみ」）が主催する連携会議も毎年夏季休業中を利用して開催している。今年度は、霧島市内 14 小学校、他市小学校 2 校あわせて 16 校から 45 人の先生方が参加し、52 人の児童について情報交換を行った。

会議後のアンケートでは、アンケート回答者（学校の担任及び特別支援教育コーディネーター）の 7 割以上が、「連携会議に参加してよかった。」と回答しており、「直接療育の担当者と会って話げできたこともよかった。」との意見が多くあった。このように事業所自らが、事業内容を積極的に知らせ、情報交換をする場を企画することで、学校との連携がより深まっていくことが期待できる。

##### (3) 特別支援学級専任支援員の活用

平成 30 年度は、福祉連携校である国分西小学校に 1 名の支援員を配置し、支援学級児童が交流学級で学習する際、専任支援員が可能な範囲で付き添い支援を行った。また、下校時の放デイとの引継ぎ時のサポートをしてもらった。「その子にとって大事な引継事項」を「連絡シート」にチェック式で記入できる「放デイとの引継連絡シート」を作成し、放デイ職員と引継ぎを行うことで、担任は、その日最も丁寧に引継ぎをしなければならない児童の引継ぎに専念することができた。

##### (4) 福祉サービス利用状況の把握と情報共有のための同意の流れ

放課後等デイサービス等と連携するに当たって、児童がどの福祉サービスを利用しているか把握する必要がある。そこで、福祉連携校（国分西小）では、新年度初めに配布す

る「家庭環境調査票」に新たに記入欄を設け、福祉サービスの利用状況を把握することにした。また、学校と放課後等デイサービスが情報を交換・共有し、互いの指導・支援方法の共通理解を図ることは、児童の指導・支援を充実させるために大切である。その連携は、学校と放課後等デイサービスが直接連絡を取ることで、より効率的に行うことができる。年度初めに同意書を取ることで、8月の放課後等デイサービス事業所との連携会議をスムーズに行うことができた。

## 5. 今後の課題と対応

- (1) 福祉連携校(国分西小・国分南中)で実証された連携のシステムを、他校に周知させ、全ての学校で教育と福祉との連携が日常的にできるようにしていく必要がある。
- (2) 福祉サービス(放課後等デイサービス事業所)を活用していない児童生徒を、地域でどのように支援していくかについて引き続き検討をしていく必要がある。
- (3) 2年間の取組の課題を引き継ぎ、改善・発展させていく機能を霧島市障害者自立支援協議会(子ども専門部会)とし、継続的に協議していく必要がある。
- (4) 「教育・福祉合同職員研修」を、今後は地域の療育の核である「児童発達支援センター(2事業所)」に役割を任せ、教育と福祉合同での研修会を引き続き実施していく必要がある。
- (5) 放課後等デイサービス事業所と学校が必要に応じて情報共有する仕組み(相談支援事業所への申請方式、記録様式)を地域に確実に根付かせていくために、今年度教育委員会が主催して実施した情報交換会(夏季休業中に実施)を引き続き実施する必要がある。
- (6) 通級指導教室設置校を地域の特別支援教育の拠点として、保健・福祉機関が融合した地域支援体制(「霧島モデル」)づくりについて、通級指導教室担当者会や子ども専門部会などの既存の場を活用して、引き続き研究を進めていく必要がある。

※ 本事業をとおして作成した「研究のあゆみ」および「指導事例集」等について  
(URL) [www.city-kirishima.jp/gakko/kyoiku/gakko/kateigakushu/houkagohukushi.html](http://www.city-kirishima.jp/gakko/kyoiku/gakko/kateigakushu/houkagohukushi.html)

## 6. 指定校について

(小学校)

指定校名：霧島市立国分西小学校(平成30年5月1日現在)												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	89	3	113	4	91	3	111	3	91	3	103	3
特別支援学級	8	1	10	2	7	1	4	1	5	1	9	2
通級による指導 (対象者数)	9	1	12	2	6	2	3	1	4	1	1	1
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセラー	その他	計
教職員数	1	1	0	33	1	1	0	1	5	0	2	45

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：2人

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害、自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：言語障害、LD/ADHD等

(中学校)

指定校名：霧島市立国分南中学校(平成30年5月1日現在)												
	第1学年				第2学年				第3学年			
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数	学級数		
通常の学級	152		4		166		5		174	5		
特別支援学級	7		1		10		2		4	1		
通級による指導 (対象者数)	0		0		4		1		2	1		
	校長	副校長 ・教頭	主任教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	0	35	2	0	0	1	3	0	7	50

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：2人

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害、自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：LD/ADHD等

7. 問い合わせ先

組織名：霧島市教育委員会

- (1) 担当部署 鹿児島県霧島市教育委員会学校教育課
- (2) 所在地 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号
- (3) 電話番号 0995-45-5111(内線3723)
- (4) FAX番号 0995-64-0731
- (5) メールアドレス [gakko@city-kirishima.jp](mailto:gakko@city-kirishima.jp)